

国立市南部地域整備基本計画策定に向けた市民討議会実行委員会設置要綱

平成20年7月28日
訓令第48号

(設置)

第1条 国立市南部地域整備基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に当たり、市民の意見を反映させることを目的とした、国立市南部地域整備基本計画策定に向けた市民討議会（以下「市民討議会」という。）を実施するため、国立市南部地域整備基本計画策定に向けた市民討議会実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 実行委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市民討議会の実施に関すること。
- (2) 市民討議会の成果及びその手法の効果の検証及び評価に関すること。
- (3) 市民討議会の実施状況の公開に関すること。
- (4) 市民討議会の結果を市民提案として市長に提出すること。

(構成)

第3条 実行委員会は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する委員10人以内をもって構成する。

- (1) 市民活動に関し知識及び経験を有する者 2人以内
- (2) 立川青年会議所会員 3人以内
- (3) 公募市民 4人以内
- (4) 国立市職員 1人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条第4号の市民討議会の結果を市長に提出する日までの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 実行委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 実行委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 実行委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(当日スタッフ会)

第7条 実行委員会は、市民討議会の開催当日における円滑な運営を行うため、当日スタッフ会を設置することができる。

(事務局)

第8条 実行委員会の事務は、建設部まちづくり推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が実行委員会に諮って定める。

付 則

この訓令は、平成20年7月28日から施行する。